

札幌第 5418 号  
平成 24 年（2012 年）3 月 30 日

登録移動支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい福祉担当部長  
天 田 孝

### 札幌市移動支援事業の報酬告示について（通知）

平素より本市の障がい福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）」の一部改正に伴い、本市移動支援事業の費用の額の算定に関する基準 を一部変更しましたので通知します。

#### 記

#### 1 改正内容について

障害福祉サービスの費用算定における地域区分の見直し等に伴い、所要の改定を行ったもの

#### 2 適用日

平成 24 年 4 月 1 日

#### 3 添付資料

報酬告示

#### 4 その他

障害福祉サービスの居宅介護の費用算定と同様に、一部の地域（道内においては小樽市のみ）に所在する事業所においては、平成 24 年度から平成 27 年度まで段階的に、一単位の単価が変更となります。

なお、報酬告示は札幌市HPからもダウンロードすることができます。

【 URL : [http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/3-3-4\\_tebiki.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/3-3-4_tebiki.html) 】

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市保健福祉局保健福祉部  
障がい福祉課給付管理係 三岸  
電話 011-211-2938 F A X 011-218-5181  
E-mail [sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp](mailto:sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp)